

平成22年7月1日
防 衛 省

「自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見募集の結果について

「自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案等」につきましては、平成22年4月22日から同年5月21日までの間、御意見を募集したところ、1通（1件）の御意見をいただきましたので、当該御意見とそれに対する当省の考え方を別紙のとおり御報告致します。

このうち、「自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案」につきましては、平成22年6月10日に公布されたことを併せて御報告致します。（平成22年防衛省令第9号。添付ファイル参照。）

また、今回意見募集した案件のうち、以下の訓令案につきましては、御意見もなく、案のとおりとさせていただきますが、意見募集時には、

- ・「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令案」
- ・「自衛官等の心理適性検査に関する訓令の一部を改正する訓令案」
- ・「予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令の一部を改正する訓令案」
- ・「即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令の一部を改正する訓令案」
- ・「予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令の一部を改正する訓令案」

としておりましたが、いずれも自衛官候補生の身分が新設されることに伴い、必要となる規定の整備を行うものであるとの理由から、上記案を含む関係訓令の改正をまとめて一つの改正訓令形式と致しました。この改正訓令案については、「懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令案」とし、平成22年6月30日に制定したことを御報告致します。（平成22年防衛省訓令第29号。添付ファイル参照。）

今回、御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、下記の訓令案についても一部改正を行っておりますが、当該改正は、今般の自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案に伴い、自衛隊法施行規則第25条を引用している箇所について形式的な条項の記載の整理を行うものであることから、行政手続法第39条第4項第8号に該当するため御意見の募集は致しませんでした。

- 「懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令案」のうち
- ・幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第2条の2

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省人事教育局人事計画・補任課

電話番号：(代表) 03-3268-3111 内線20751

F A X：03-5229-2137

○いただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方

御意見の概要	当省の考え方
自衛隊法施行規則２７条８号の案文を次のように改めるよう提案します。 「体く完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、身体の形態上の異常、四肢関節障害等、自衛官又は自衛官候補生としての業務に支障を来すおそれのある異常がないこと」 理由 １．用語について 「奇形」の用語は、いわゆる「不適切用語」であるとして用語整理の対象となっており、過去に当該用語を改める法令の改正が行われている。 例えば、「障害に関する用語の整理に関する法律」（昭和５７年法律第６６号）によって、児童福祉法３４条第１項第１号中「不具奇形の」を「身体に障害又は形態上の異常がある」に改められている（昭和５７年４月２７日第９６回国会衆議院内閣委員会会議録参照）。 なお、現行の法律では、「奇形」の用例は、未帰還者留守家族等援護法及び連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律に残存するのみである。 ２．欠格事由の合理性について たんに「奇形」を身体検査の欠格事由とすることは、任命権者の裁量の範囲を逸脱した過度な制限となるおそれがある（平成１１年８月９日障害者施策推進本部決定参照）。 いうまでもなく、自衛官等の採用にあたって身体基準を設けることは、その目的に照らして必要な措置であるといえる。しかし、基準の設定にあたっては、その必要性和手段との間に合理性が認められる範囲において正当化されるのであって、制限の範囲が一般的かつ過度に広範であったり、制限の目的と手段との間に合理性を見出すことが困難な場合は、法の下の平等な	自衛官は、その職務を遂行する上で、身体的に求められる要素が極めて重大であることから、採用時に身体検査を実施しております。 「奇形」は、現在、医学書や診断名等において一般に使用されており、政府内でも使用されている医学用語であります。また、平成２２年厚生労働省告示第７３号や御意見中にもありますように航空法施行規則の一部を改正する省令（平成１９年国土交通省令第２号）においても、使用されているところですが、したがって、身体検査について相談を受ける一般の医師や身体検査を実施する医官の立場で、基準を明確にして公平性を担保する観点から、広く用いられている医学用語を使用しているところであります。 なお、ご指摘の欠格事項の合理性については、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和２９年防衛庁訓令第１４号）の附表第３不合格疾患の区分毎に規定を設けており、「奇形」のうち隊務に支障がないものは除外しております。具体的には、例えば、「１０ 呼吸器系の疾患（胸郭の異常を含む）」の区分では「胸郭の奇形、変形で隊務に支障があるもの」、「１３ 筋骨格型及び結合組織の疾患」の区分では「骨の奇形、変形が著しく、個人装具の装着に支障があるもの」などと規定しております。

いし職業選択の自由を保障する憲法の規定に抵触するおそれが生る。

したがって、単に「奇形」を欠格事由としてしまうと、当該欠格条項は、憲法14条、22条1項及び国際人権規約B規約26条に抵触するおそれがある。

なお、「奇形」は、身体の形態上の異常を表す用語であるが、その意味するところは、外見上容易に判断できるもののほか、内臓の形態異常や、遺伝子レベルでの形態異常を含む、極めて広範な概念である*。「奇形」があるからといって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者であるとは限らない（障害者基本法2条参照）。

*例えば、陸上自衛官の採用身体検査表（陸上自衛官採用身体検査実施規則（昭和31年達36-1号）別表3）には、「29歯等」の検査項目に「奇形 有 著しい」の検査項目がある。

従って、身体に奇形がある者であっても、その奇形の程度が自衛官としての職務に支障がないのであれば、欠格事由とする必要がないのは、当然である。

（参考：身体の形態異常を欠格事由とする他の法令）

なお、他の法令の規定では、漠然と「奇形」のすべてを不適格とするのではなく、具体的な目的に照らして合理的な範囲で、資格要件に制限を設けている。

例えば、航空法施行規則の身体基準は、「頭部、顔面、頸部、躯幹又は四肢に航空業務に支障を来すおそれのある奇形、変形又は機能障害がないこと。」としている。

また、警察官の採用における身体基準については、「四肢関節に障害等の異常がなく、諸機能が健全であること。」との原則を警察庁が設けているものの（警察官採用共同試験実施細目案の制定について（平成13年3月19日警察庁丁人発150号））、各都道府県においては、「職務遂行に支障がなく、健康であること」などといった、職務との関連性を明示した基準によって選考を行っている。